

新型コロナウイルス対応緊急支援助成  
事業計画（実行団体）

事業名(主)	若年女性への住居提供、生活支援事業
事業名(副) ※任意	

入力数 主 17 字 副 0 字

実行団体名	一般社団法人Colabo
資金分配団体名	公益財団法人パブリックリソース財団

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域	分野
<input checked="" type="checkbox"/> 1) 子ども及び若者の支援に係る活動	<input checked="" type="checkbox"/> ①経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	<input checked="" type="checkbox"/> ②日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	<input checked="" type="checkbox"/> ③社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援
<input type="checkbox"/> 2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	<input type="checkbox"/> ④働くことが困難な人への支援
	<input type="checkbox"/> ⑤社会的孤立や差別の解消に向けた支援
<input type="checkbox"/> 3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	<input type="checkbox"/> ⑥地域の働く場づくりの支援
	<input type="checkbox"/> ⑦安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

上記以外 その他の解決すべき社会の課題	<input type="checkbox"/>
------------------------	--------------------------

入力数 0 字

SDGsとの関連

ゴール
_1.貧困をなくそう
_2.飢餓をゼロに
_5.ジェンダー平等を実現しよう
_16.平和と公正をすべての人に

実施時期	2021年10月 ~ 2022年2月	事業 対象地域	全国 <input type="checkbox"/> 特定地域 <input checked="" type="checkbox"/> ( 東京 )	事業対象者： (事業で直接介入する対象者と、その他最終受益者を含む)	虐待や性暴力被害にあうなどし、既存の児童福祉や女性支援の枠組みでは住まいを見つけない若年女性	事業 対象者人数	8人
------	--------------------	------------	--	---------------------------------------	--	-------------	----

I.団体の社会的役割

(1)申請団体の目的
当法人は、社会的孤立状態や、経済的困窮状態にある人を支援します。特に10代の少女に対して、アウトリーチ事業、相談事業、シェルター運営、生活支援、社会的処遇の改善、地域生活の安全等に関する支援事業を行い、すべての人が「衣食住」と「関係性」を持ち、困難を抱える人が搾取や暴力に行き着いたり、人権を脅かされたりすることなく、健康で文化的な生活を送ることのできる社会を創造することを目的として活動しています。
(2)申請団体の概要・事業内容等
(1) 相談事業（面談、出張相談、電話・SNS等での相談等） (2) 巡回事業（繁華街や地域の巡回等） (3) 基礎的支援事業（一時シェルターの運営、一時保護、食事提供、物資提供、同行支援等） (4) 居場所づくり事業（自助グループの運営、食事会・イベント・研修の開催等） (5) 自立支援事業（自立支援寮の運営等） (6) 就労支援事業（就労の相談、商品開発等の就労体験等） (7) 支援者養成事業（研修の開発・実施等）等

入力数 (1) 200 字 (2) 199 字

II.事業の背景・社会課題

新型コロナウイルス感染症により深刻化した社会課題
私たちが会おう少女や若年女性の多くは、家庭で虐待を受け、児童相談所などの公的機関の支援からこぼれ落ち、路上やSNSをさまようなかで性行為や性売買を強要されるなど性搾取の被害にあい、トラウマや妊娠のリスクを抱えながら暮らしています。18歳以上は児童相談所の対象外となるものの、女性支援の枠組みからも排除されがちで、役所や女性相談センターに同行しても受け皿が見つからないことが多くあります。日本では若年女性支援はこれまでになく、当団体が自主事業で先駆的な取り組みを実施し、実績から必要性を訴えることで現状を変えてきました。
さらにコロナ禍で、虐待のリスクが高まったり、失業したことから住まいを失う若年女性が急増しており、2019年度は590人だった当団体への相談者が、2020年度には約1500人になりました。2021年度もコロナ前の2.5倍のペースで相談が増え続け、コロナ禍で女性の失業や自殺者、性暴力被害者、虐待やDVの相談数も増え続けています。当団体では、2020年度から民間のホテルと連携し、昨年度は96名の方に770泊の一時的な宿泊支援を行いました。すべての方にその先に安心して過ごせる住まいを見つけることはとても大変でした。
路上や知らない人の家を転々としたり、男性に性行為の相手をさせられるなど、感染リスクの高い生活をしている若年女性と日々出会っており、個室のアパートでの支援の必要性を感じています。
若年女性支援の必要性が理解され、公的な仕組みとして全国各地に活動が広がっていくことが必要であり、課題であると考えています。そのため、当団体が実践を通して必要な支援を訴え、理解を広めてきたいと考えています。

入力数 709 字

### III.事業内容

<b>(1)事業の概要</b>
虐待や性暴力被害にあうなどし、既存の児童福祉や女性支援の枠組みでは住まいを見つけない若年女性に対して、アパート型の住まいを提供し、加害者から離れて、自分の暮らしを送れるようにサポートする。まずは落ち着いて生活できるよう支援し、必要に応じて役所や病院への同行支援や弁護士相談などを行う。その後、学習支援や就労支援も行い、資格取得や仕事が安定するまでの生活を支援する。日常生活支援も行い、掃除や食事、洗濯なども含めて、安全安心に生活が送れるように、また困ったときに一人で抱えなくて良いようにサポートする。

入力数 258 字

<b>(2)事業実施後（1年後）以降に目標とする状態</b>
休眠預金事業終了後も本事業を通して取得した物件での支援活動を続け、その実態から必要な支援のあり方について明らかにする。日本社会では困難な状況にある若年女性に対する支援が希薄であるため、本事業を通して若年女性に対する居住支援のあり方を提示し、現在検討されている「女性自立支援法」でも、必要な施策について具体的に、実態をベースに考えるきっかけをつくることのできるよう、政策提言や議員、行政との交渉を行う。

入力数 200 字

(3)今回の事業実施で達成される状態（アウトプット）	実施・到達状況の目安とする指標	把握方法	目標値/目標状態	目標達成時期
・若年女性向けアパートの開設 ・8部屋のアパートに若年女性が入居し、彼女たちの生活を支えられる状態。	アパートの完成部屋数	入居可能な部屋数のカウント	8部屋の確保	2022年2月
	アパートへの入居者数	アパートへの入居者数のカウント	アパートへの入居者数8名	2022年2月
	生活支援実績数	生活支援実績数のカウント	生活支援実績数 200回	2022年2月

(4)活動	時期
土地購入	2021年10月
着工（整地、建物建設）	2021年11月
建物完成	2021年2月
入居開始、入居者支援	2021年2月～

### IV.事業実施体制

<b>(1)メンバー構成と各メンバーの役割</b>	A:事業全体の責任者、B:事業の進捗管理責任者、C:生活支援責任者、D:相談支援責任者、E:事務局運営担当者、F:食事提供支援担当者）、その他サポートスタッフ2名、スーパーバイザー2名（弁護士、元婦人保護施設長）
<b>(2)他団体との連携体制</b>	東京都女性相談センター、婦人保護施設、自治体の女性相談、子ども家庭支援センター、生活福祉課、保護観察所、精神科、産婦人科等
<b>(3)想定されるリスクと管理体制</b>	虐待や性搾取被害にあうなどした若年女性の居住支援を行うため、虐待や性搾取の加害者や業者から探されるリスクがある。そのため、住所や場所は非公開とし、住所の取り扱いに気を付ける。入居者には、加害者から居場所を隠すための支援措置の手続きを行う。また、入り口に監視カメラを付けたり、セキュリティをしっかりとすること、スタッフが見守り、駆け付ける体制を整えることで、何か危険が生じた時にもすぐにサポートできるようにし、警察とも連携して対応する。

### V.関連する主な実績

<b>(1)休眠預金以外の助成・補助金活用の有無</b>				
<b>コロナウイルス感染症に係る事業</b>				
①本申請事業について、コロナウイルス感染症に係る助成金や寄付等を受け活動を実施している(予定も含む)	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その詳細	
②本申請事業について、国又は地方公共団体から補助金又は貸付金（ふるさと納税を財源とする資金提供を含む）を受けていない	無 <input checked="" type="checkbox"/>	※有の場合、選定の対象外となります（公募要領：助成方針参照）		
<b>(2)申請事業に関連する調査研究、連携の実績</b>				
厚労省・東京都の若年被害女性支援モデル事業に2018年から当団体の活動が鳴り、2021年度本事業化された。これまでも、東京都女性相談センター、自治体の生活福祉課、女性相談、子ども家庭支援センター、婦人保護施設、精神科、婦人科、保護観察書などの連携を行ってきた。2021年度から調査研究チームを立ち上げ、当団体が出会ってきた若年女性がどのような理由で公的支援を利用できずに当団体へつながったのかの調査研究を始めている。				